

国際海底ケーブルの防護等に関する検討会（第7回）議事録

日 時：令和8年7月10日（金）16:30～17:10

場 所：web会議室

出席者：・構成員

大橋座長、石井夏生利構成員、石井由梨佳構成員、川口構成員、神保構成員、
土屋構成員、林構成員、森田構成員

・総務省

湯本総合通信基盤局長、吉田電気通信事業部長、飯倉総務課長、井上事業政策
課長、道方サイバーセキュリティ統括官室参事官、林事業政策課市場評価企画
官、清尾総務課統括補佐、嶋田国際戦略課長、関本事業政策課課長補佐、杉浦
事業政策課係員

・オブザーバー

内閣官房副長官補室、内閣官房国家安全保障局

議 題：(1) 報告書及び意見募集の結果について

議 事：

【関本事業政策課課長補佐】 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありが
とうございます。国際海底ケーブルの防護等に関する検討会（第7回）会合を開催させて
いただきます。

会議開始に先立ちまして、事務局から御案内をさせていただきます。本日はオンライン
開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際
には冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。また、質疑応答をなされ
る際はお手元のパソコンの挙手機能でお知らせください。ハウリングなどの防止のため、
発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。最後に、音声
がつながらなくなった場合には、チャット機能や事前に御案内している事務局の電話番号
などを必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。それでは、議事進行につ
きましては、大橋座長より、よろしくお願いいたします。

【大橋座長】 皆さん、こんにちは。本日も大変お忙しいところ御参集いただきまして、
ありがとうございます。早速、第7回の会議を始めさせていただきたいと思います。本日

は意見募集の結果を踏まえた報告書についての御議論ということで、本検討会で取りまとめる報告書を策定したいということでございます。冒頭、総務省から意見募集結果について御説明いただき、その後、委員の皆様方と本報告書について意見交換を行いたいということで、まず総務省のほうから御説明いただけますでしょうか。

【林事業政策課市場評価企画官】 総務省でございます。それでは、資料1に沿って、今回の意見募集の結果及びそれに対する考え方について御説明させていただきます。

御意見は、15件ございまして、法人からは6件、個人の方から9件の意見をいただいております。意見の提出者につきましては1から6までが法人の方、個人の方9件については匿名ということでお名前は伏せさせていただいております。

次のページをおめくりいただきまして、報告書(案)に係る意見と考え方でございます。

まず2番目、グーグル・クラウド・ジャパンさんからの御意見でございます。5～7行目に、「経済活動の維持のみならず、AI時代における国家安全保障やデジタル競争力の源泉として、その戦略的重要性がかつてないほど高まっているという本報告書案の基本認識に、弊社も賛同いたします」ということで、全体として御賛同の意見として承りたいと思います。

続いて4番目、個人の方からの御意見でございます。1行目に「今般の報告書の問題意識および取り組みの方向性は大枠において支持する。」ということで、賛同の意見として承ります。その他、御意見をいただいておりますが、こちらについては、「総務省において、今後の政策検討の参考とするものと考えます。」とさせていただいております。なお、定義が明記されていない用語等が散見されるので、注記をして明記すべきではないかという御意見につきまして、ハイパースケーラー、オープンケーブルインターフェイスについての明示的な御指摘もありましたので、報告書の注釈で書かせていただきます。

続いて5番目、グーグル・クラウド・ジャパンさんからの御意見でございます。10～11行目に、「集中リスクを低減しネットワークの可用性を高めるために、ルートや陸揚拠点の多重化・分散化すること」が重要といただいております、こちらも賛同の御意見として承りたいと思います。

続いて7番目のMetaさん、9番目のアルテリア・ネットワークスさんの御意見につきましては類似のご意見ですので、まとめて御説明いたします。Metaさんからは、「海底ケーブルの多ルート化・陸揚局の地方分散の促進」について、御意見の1行目、「集中リスク低減のための陸揚局の地域分散という目標を支持します。」その際には3～4行目に、「代替陸

揚地の義務化ではなく、インセンティブに基づくアプローチの採用を推進します。」さらに8～9行目に、「地域分散の取組には、国内陸上バックホール接続へのインセンティブ・投資を併せて進めるべきと提案します。」ということで、賛同の御意見ということと、地方分散等の推進に関する御意見については、「総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます」とさせていただいております。アルテリア・ネットワークスさんからも同様の趣旨の御意見をいただいたと理解しておりますので、同様のコメントを付させていただいております。

続いて10番目、個人の方からの御意見でございます。1～4行目、「国際通信の大部分を支える重要インフラの耐久力や対応力の向上という観点から賛成である。一方で、防護対策は設備や技術のみならず、地域との連携という観点も重要であると考えます。」ということで、こちらも賛同の意見ということと、地域連携に関する御意見については、「今後の総務省の政策検討の参考とするものと考えます。」とさせていただいております。

続いて11番目、グーグル・クラウド・ジャパンさんからの御意見でございます。1～2行目に、「セキュリティ基準を義務化することには反対であり、可能な限り事業者が業界のベストプラクティスを自ら導入・実施できるよう委ねることを推奨いたします。」そして8～11行目に、「もし政府がこの領域において規制の導入を選択されるのであれば、現在のベストプラクティスについて、ケーブル事業者や陸揚局の所有者と協議を行うこと、そしてそれぞれの具体的な環境に合わせた適切なセキュリティ及びレジリエンス（強靱性）措置を講じられるよう、ルールに合理的な柔軟性を持たせることを要望いたします。」ということで、こちらは海底ケーブルの損壊等の事前検知等の推進の文脈で引用されたということでございますので、報告書案ではその早期実用化を目指す旨記述されているところ、「その具体策については、総務省において今後検討するものと考えます。」とさせていただいております。

続いて15番目、日本電気株式会社さんからの御意見でございます。御意見の1～2行目に、「技術基準やガイドラインの整備に当たっては、国際標準や国際的な慣行との整合性、性能基準の考え方、技術中立性に配慮した制度設計とすることが望ましいと考えます。」ということで、全体としては賛同の御意見として承りつつ、「報告書案においては、技術基準の策定に当たっては、「国際動向や陸揚局の使用態様等を踏まえながら」行うこととされており、その具体策については、総務省において今後検討が行われるものと考えます。」とさせていただいております。

続いて17番目、Metaさんからの御意見でございます。御意見の1行目に「海底ケーブルのセンシング技術の義務化については慎重な対応を求めます。」、そして11～12行目に「センシング技術に関する議論は自主的な枠組みにとどめ、技術的トレードオフを理解するケーブル事業者との緊密な協議の下で進めるべきです。」ということで、「総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。」とさせていただきます。

続いて20番目、グーグル・クラウド・ジャパンさんからの御意見でございます。1～4行目に、こちらは海底ケーブルの技術基準に関する記述だと理解をしておりますが、「この項目については、慎重な検討が行われるよう要望いたします。特に、埋設深度の義務化やその他の防護措置は、ケーブル事業者にとって敷設及び修理コストの急激な上昇を招く可能性があり、場合によっては日本への陸揚げに関する商業的な実現可能性に悪影響を及ぼすおそれがあります。」ということで、こちらについては「報告書案においては、埋設処理等に係る技術基準の策定に当たっては「国際動向も踏まえながら」行うこととされており、その具体策については、総務省において、今後検討が行われるものと考えます。」とさせていただきます。

続いて21番目、KDDIさんからの御意見でございます。1～3行目に、「陸揚局の防護策強化の方向性に賛同いたします。一方で、技術基準・ガイドラインの策定にあたっては、事業者には過度な負担とならないよう配慮をお願いします。」ということで、賛同の御意見として承りつつ、「総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。」とさせていただきます。

続いて26番目、グーグル・クラウド・ジャパンさんからの御意見でございます。1～4行目に、「ケーブルの損壊及び関連するインシデントに関して、現在の報告書案は、既存の義務に加えて、事業者にはさらなる報告や復旧の義務を課すものと解釈される懸念があります。実施されるいかなる措置も、事業者にとって実用的かつ効果的なものであり続け、かつ復旧作業に悪影響を与えないよう、この点については慎重な検討をされますよう要望いたします。」ということで、「総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。」とさせていただきます。

続いて27番目、ソフトバンクさんからの御意見でございます。4～5行目に、国際海底ケーブルの「目標復旧期間を設定することが早期復旧にどのように寄与するのか、その効果を十分に整理した上で制度設計を行うことが望ましいと考えます。」ということで、「総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。」とさせていただきます。

ます。

続いて30番目、個人の方からの御意見でございます。こちらは、経済安全保障推進法の改正の法律番号が一部反映できておりませんでしたので、反映をさせていただきたいと思っております。

続いて31番目のKDDIさん、32番目のアルテリア・ネットワークスさんからの御意見につきましては、いずれも「海底ケーブルの自律的な供給体制の確保の方向性について賛同いたします。」ということで、基本的には御賛同の御意見として承りたいと思います。なお、中長期的な包括支援の枠組みの整備に対する御意見については、「総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。」とさせていただいております。

続いて33番目、日本電気株式会社さんからの御意見でございます。御意見の1～7行目に「人材育成・確保の重要性については、報告書案の方向性に賛同します。その上で、海底ケーブル分野で必要な人材は、研究開発人材や標準化人材に加え、電気通信・光通信・海洋分野の技術者、国際案件を担うプロジェクトマネジメント人材、敷設・保守船に関わる船員や現場技術者、製造・組立・品質管理を担う技能人材など幅広いと考えます。このため、政府による人材育成の検討に当たっては、幅広い教育機関との連携も視野に入れて検討することが望ましいと考えます。」ということで、賛同の御意見として承りつつ、様々な教育機関との連携に関しましては、「総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。」とさせていただいております。

続いて35番目、日本電機株式会社さんからの御意見でございます。御意見の1行目に「海外市場の獲得や案件形成支援の方向性については賛同します。」そして、5～7行目に「各国政府との対話、制度の透明性向上、手続の円滑化、海底ケーブル工事の特殊性に関する相互理解の促進についても、案件形成支援の一環として位置づけることが望ましいと考えます。」ということで、賛同の御意見として承りつつ、御意見部分に関しましては、「総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。」とさせていただいております。

続いて37番目、Metaさんからの御意見でございます。御意見の1～2行目に、監督体制の強化ということで、「他国の規制モデルを、その適用可能性と有効性を慎重に検討せずに採用することには注意が必要です。」そして、7～10行目に、「MICには日本固有の状況を反映し、国際ケーブルハブとしての強みを活かしつつ、日本と地域を結ぶ新規ケーブル建設への民間資本を引き続き呼び込む投資環境を維持する監督枠組みの策定を期待します。」ということで、「報告書においては、監督体制のあり方について、「民間事業者にとって予

測可能かつ透明性が高く、国際的に整合性の取れた、より実効性の高い規制とすることが適当」とされており、その具体策については、総務省において、今後検討が行われるものと考えます。」とさせていただいてございます。

続いて40番目、ソフトバンクさんからの御意見でございます。1～5行目に、「国際海底ケーブル所有者に対しても規律が適用可能となる措置を検討すべきという方向性に賛同いたします。また、このような実態に即した制度設計の考え方は、同じく国際海底ケーブルに関する規律を含む経済安全保障推進法においても考慮されるべきと考えます。」ということで、全体としては賛同の御意見として承りつつ、御意見部分に関しましては、「総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。」とさせていただいてございます。

続いて42番目、アルテリア・ネットワークスさんからの御意見でございます。御意見の1～2行目に「国際海底ケーブル所有者への規律の適用にあたっては、国内規制の対象を一定の持分割合以上の所有者に限定する等、合理的な閾値を設けることが望ましいと考えます。」ということで、「総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。」とさせていただいてございます。

続いて44番目、Metaさんからの御意見でございます。御意見の1～2行目に、情報セキュリティ・データ保護義務に関する御意見ということで、「ケーブル事業者が海底ケーブルを流通する情報の保護に責任を負うべきとの提案について」との御意見をいただいておりますが、「本報告書において、「情報セキュリティ・データ保護義務」に係る記述はありませんが、頂いた御意見については、総務省において、政策検討の参考にするものと考えます。」とさせていただいてございます。

続いて48番目、アルテリア・ネットワークスさんからの御意見でございます。御意見の1～4行目に、「国際海底ケーブルに関する許認可について、電気通信事業法第40条による協定認可と、有線電気通信法第4条による本邦外設置許可という二重の枠組みを見直し、有線電気通信法に許認可を一元化する方向での検討を要望します。本報告書の中で触れられている規律等の合理化・手続面の合理化に整合するものと考えます。」ということで、「総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。」とさせていただいてございます。

最後に49番目、Metaさんからの御意見でございます。御意見の1～2行目に、「官民協力が不可欠であるとの報告書の認識を歓迎します。」ということで、賛同の御意見として承りつつ、御意見部分に関しましては、「総務省において、今後の政策検討の参考にするものと

考えます。」とさせていただきます。

以上、全てを網羅的に御説明はしていませんが、主要な御意見を中心に、御説明をさせていただきました。私のほうからは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございました。ただいま御説明いただいた内容について、御質問、あるいは御意見等をいただければと思います。なお、本検討会全体を通じたコメントについては、また最後にいただきたいと思いますので、当座は、ただいまの御説明について、御質問、御意見ある方は挙手機能やチャット欄にてお知らせください。

いかがでしょうか。特段ございませんか。

特段、御意見ないということでしょうか。それでは、今回、これまでの6回の会合を通じて御議論させていただいた報告書については、こちらの内容にてセットさせていただき、今後の取扱いについては、恐縮ですが、座長へ御一任させていただくということで、今後進めさせていただきたいと思いますが、こちらについても御異論ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【大橋座長】 ありがとうございます。御異議ないということですので、こちらの内容で本検討会の報告書は確定とさせていただきます。今後、総務省のホームページのほうで公表させていただくということで、事務局のほうで手続きをお願いできればと思います。

それでは、本検討会はこちらにて一旦最後となりますので、御無理ない範囲で委員の皆様方から、一言ずつコメントいただければと思います。もしよろしければ、私のほうから指名をさせていただきます。それでは最初に、石井夏生利委員をお願いいたします。

【石井（夏）構成員】 中央大学の石井です。トップバッターで失礼いたします。国際海底ケーブルの問題意識は、以前から一部の先生方では共有されていたかと認識しておりますが、このたび、検討会を開いて報告書をまとめることができたということは、非常に重要な政策の第一歩ではないかと考えております。今後も、国際海底ケーブルの安全性は、国の安全性にも関わるところになりますので、定期的な状況のアップデートなどを共有いただき、私のほうでも必要なインプットをいただきながら、この問題を検討していきたいと思います。今回はどうもありがとうございました。

【大橋座長】 ありがとうございます。それでは、石井由梨佳委員お願いします。

【石井（由）構成員】 上智大学の石井です。私も全く石井夏生利委員に賛同するところでして、今回このような形で報告書をまとめることができ本当によかったと思います。

特に国際法の観点から申しますと、しっかり国際法の枠組みについての記述も入れていただきましたので、それによって、議論が活性化することを期待したいと思います。今後は、パブコメにも出ていましたように、事業者の過度な負担にならないようにしつつも、国としてケーブルの安全を確保するために実施されていくということですが、随時アップデートの機会があれば、大変ありがたく存じます。あとは、特に近年は中国との関係が難しいところになってきていると認識しておりまして、最近の動きで申しますと、日本とフィリピンとの間の海底境界、海洋境界画定をするというところをめぐる、中国は非常に強い反発を見せているところ、やはり海底ケーブルの利用に関しても影響が出ないとも限りません。そういった動向についても注意する必要があるのかなと思っております。いずれにしても、大変すばらしい報告書をまとめてくださいます、御礼申し上げます。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。 続いて川口委員お願いできますでしょうか。

【川口構成員】 東京海上ディーアールの川口です。このたびは貴重な機会に参加させていただきまして、ありがとうございます。本当にここ数年、バルト海や台湾周辺で海底ケーブル障害が多発している中で、非常に企業の皆様や国民一般の関心が高い中で、こういった報告書が出せたことを大変うれしく思います。もちろん、海底ケーブルをめぐる課題と対応ということもあるのですが、報告書の冒頭にあった海底ケーブルシステムの基礎知識、これも国民や企業の皆様のリスク管理には資する内容だと思いますので、この報告書が本当に広く読まれることを切に願っております。どうもありがとうございます。

【大橋座長】 ありがとうございました。 続きまして、神保委員お願いできますでしょうか。

【神保構成員】 改めて、このたびは貴重な検討会に参加させていただく機会を得まして、本当にありがとうございます。私も皆さんと同じく、今回の報告書は、私たちのAIデジタル社会、さらには安全保障を支える機関インフラとして海底ケーブルを位置づけて、その防護、レジリエンス、監督の在り方というものを包括的に示した非常に意義ある成果だというふうに考えております。私たちがこういうふうにこの問題意識を高めて、多くのセクターにしっかりと意義を示すということ自体が、海底ケーブル防護に対する抑止力として働いていく効果を持つというふうに感じております。今日御説明いただいたパブリックコメント、本当にいろいろな事業者やハイパースケーラーの皆さん、サプライヤーの皆さんが、この問題にどう向き合っているのかということについても、非常に真摯なコメン

トだったというふうに思いますし、一律にこの規制を強めるというよりは、むしろしっかりとした基準の中でベストプラクティスを高めていくという方向についても、委員の考え方と、事業者が求めている考え方、ニュアンスに違いはありつつも、向かっていく方向性はかなり同じ方向に向いているのではないかなということを感じられたことは、大変心強かったなというふうに思っております。例えば、これは気づかなかったなというふうに思うのは、いろいろな許認可を得ても、実際は漁業関係者との交渉を得なければ先に進めないとか、現場には現場の苦労が非常にあるということも分かりまして、こうしたことを一つ一つ解決をしながら、実態に即した形で、我々の全体のレジリエンスを高めていくという方向に向かっていくといいなということを思いながら聞いておりました。今回は大変お世話になりました、ありがとうございました。

【大橋座長】 ありがとうございます。 続きまして、土屋委員お願いできますでしょうか。

【土屋構成員】 土屋です。ありがとうございます。日本にとって不可欠なインフラである海底ケーブルの防護を、このように本格的に集中的に議論できたということは非常によかったなというふうに思っております。パブリックコメントを拝読しましたが、皆さんおっしゃっているのは、ローカルの事情に配慮しながら、トップダウンではなく、業界の皆さんと相談をしながら防護してほしいというようなことだというふうに思います。 今、神保委員からもありましたが、漁業についても幾つかコメントがありました。日本は至るところで漁業が行われていますので、今回提言しているような多ルート化ですとか、陸揚局の分散化ということがあれば、新たな交渉の必要性というのが出てくるように思います。状況はいろいろ変化していくわけですが、バランスを取った対応というのが必要かなというふうに思いました。もう一つ、フォローアップの可能性もあるということが書かれていますが、今世界的に見ると、陸揚局とデータセンターの接近というか融合がトレンドとして見られるというふうに思います。データセンターはデータセンターで、特有の課題があると思いますが、そういったことも含めて、広く日本にとって重要なITインフラの検討というのををしていただければというふうに思っております。 以上です。ありがとうございました。

【大橋座長】 ありがとうございます。続きまして、林委員お願いいたします。

【林構成員】 林です。まず、本日の報告書の取りまとめに至りましたこと、座長、事務局をはじめとする関係者の皆様の御尽力に敬意を表します。国際海底ケーブルをめぐる

環境が大きく変化する中で、その防護から供給体制、そして監督の在り方までを1つの体系として整理された本報告書が取りまとめられたことは、我が国の国家および国民にとっても大変よかったと思います。その上で2点申し上げますと、第1に、監督体制の強化についてであります。所有体制の多様化を踏まえた規律の見直しは不可欠ですが、我が国のハブとしての地位は、投資先としての魅力と表裏一体でございます。報告書の掲げる、予測可能かつ透明性が高く、国際的に整合性の取れた制度という基本姿勢を、今後の具体化においてもぜひ堅持していただきたいと思います。第2に、本報告書の提言の多くは、有線電気通信法をはじめとする現行法制の見直しを伴うものであります。国際海底ケーブルをめぐる環境変化のスピードに鑑みると、時間的猶予はそれほど大きくはありません。事務局あるいは総務省におかれましては、本報告書を踏まえて、必要な法制化の作業に速やかに着手していただくことを強く期待いたします。以上です。ありがとうございました。

【大橋座長】 ありがとうございました。 続きまして、森田委員お願いいたします。

【森田構成員】 早稲田大学の森田です。私もこのような貴重な機会に参加させていただきまして、本当にありがとうございました。ほかの委員の方々もおっしゃっているとおり、海底ケーブルは日本にとって必要不可欠な重要なインフラです。それらに対する防護策に対して、このような集中的な議論で、きちんとした方向性を示せるような報告書がまとめられたのは本当に意義が大きいと思います。私は主に技術的な側面でコメント等をさせていただきましたが、私自身も、海底ケーブルの大容量化の研究をやっております。大容量化したときに、それが使えなくなったときのインパクトは非常に大きいので、それについてどう考えるか、今回の検討会の中でも防護するための技術、センシング技術のような、抑止力になるような技術が非常に重要だというようなコメントも出てきましたが、まさしくそのとおりだと思いました。そのような研究は大容量化に比べるとそこまで盛んには実施されていないので、今後はもっと精力的に進められると良いと思いますし、私自身そういう研究開発も検討していきたいと思っています。この検討会は、本当に私にとっても有意義でした。どうもありがとうございました。

【大橋座長】 ありがとうございます。本日御参加いただいた委員の方々に加えて、私のほうからも、一言申し上げさせていただきます。国際海底ケーブルという、ややもするとこれまであまり焦点が当たってこなかった重要インフラに対して、本検討会において、一定の技術と法制度について振り返りと、方向性のあるべき姿について、委員の皆様方と御議論できたこと、私も大変勉強になりましたし、大変有意義な検討会だったと思っています。

ます。ある意味この報告書は出発点ですので、今後、フォローアップを通じながらブラッシュアップしていくべきものだと思いますが、一旦、検討会はここまでということで、委員の皆様方には私からも大変深くお礼を申し上げる次第であります。ありがとうございます。それでは、最後となりますが、湯本局長から御挨拶いただけるということですので、お願いできますでしょうか。

【湯本総合通信基盤局長】 総務省の総合通信基盤局長の湯本でございます。本日は国際海底ケーブルの防護等に関する検討会の報告書の取りまとめということで、まず、大橋座長をはじめといたしまして、構成員の皆様方におかれましては、昨年の11月の検討会開始から半年余りにわたりまして、大変お忙しい中、精力的に御議論いただきました。また、御知見をお寄せいただいた事業者、関係機関の皆様方、いずれの皆様方に関しまして、この場を借りて厚く御礼を申し上げたいと思います。本検討会につきましては、皆様方御承知のとおり、ケーブルをめぐる状況が大変大きく変化する中で、その防護等の在り方について、我が国の国際的なハブ機能をどう維持していくか、また、A Iの進展に向けた環境確保、レジリエンスの確保、さらには経済安全保障も含む通信主権の確保、こういった様々な観点を踏まえた上で幅広く御議論をいただいたというふうに思っております。特に、今般取りまとめていただきました4つの大きな方向性というのは、我が国のデジタルインフラの重要な基盤である国際海底ケーブル政策の在り方というものを我々としても見直すに当たりましての今後の大きな柱となるものと思っているところでございます。私どもといたしましては、報告書の内容も踏まえまして、今後、政府部門はもとより、官民が連携をして、この海底ケーブルの防護策について、具体的な政策に取り組んでいきたいと思っているところでございます。まさに座長からお話ございましたが、出発点ということでございますので、総務省といたしましても、この内容を真摯に受け止めながら、関係府省、また、関係事業者の皆様と連携をして、次のステップに向かっていきたいというふうに思っております。また、今回、一区切りということでございますが、今後、報告書でもいろんな御指摘をいただいているところでございます。先ほども各委員の方々からお話があったとおり、今後もフォローアップ会合等の場を通じて、いただいた意見に対する進捗状況の報告等については行っていきたいと考えているところでございます。引き続き、構成員の皆様方より御意見をいただければ幸いです。いずれにいたしましても、改めて、長い期間にわたりまして御議論いただきました構成員の皆様方、御協力をいただきました全ての関係者の皆様方に、改めまして心より感謝を申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。

たきます。本当にありがとうございました。

【大橋座長】 湯本局長、ありがとうございました。それでは、最後に事務局から連絡事項等あれば、いただけますでしょうか。

【関本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。先ほど座長より御説明がありましたとおり、報告書につきましては、速やかに総務省のホームページにて公表の手続きを取らせていただきます。事務局からは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、国際海底ケーブルの防護等に関する検討会第7回会合を終了とさせていただきます。本日、皆様方、大変お忙しい中御出席いただきましたこと、感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上